

対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請の要件区分判定チャート

スタート

でん粉原料用かんしょの売渡しを個人
(法人を含む)名義で行っていますか？

はい →
いいえ →

認定農業者又は認定新規就農者(特定農業法人を含む(*1))ですか？

売渡しを行う団体は、特定農業団体(*1)ですか？

自ら収穫作業をする収穫
面積(*2)の合計は0.5ha
以上ですか？

いずれかの基幹作業面積が
3.5ha以上である共同利用組
織(*3)に参加していますか？

売渡しを行う団体は、収
穫面積(*2)の合計3.5ha
以上である協業組織(*3)
ですか？

売渡しを行う団体は、特定
農業団体と同様の要件を
満たす組織(*1)ですか？

B-1
①、②

認定農業者等、B-2のでん粉原料用かんしょ生産者
又はいずれかの基幹作業面積が3.5ha以上である組
織(*3)に基幹作業(*4)を委託していますか？

B-1③

B-1②

共同利用面積の合計の割合は、
作付面積の1/2以上ですか？

委託面積の合計の割合は、
作付面積の1/2以上ですか？

対象外

対象外の場合、
作付面積の共同利用ま
たは作業の委託を進め
ることを検討しましょう。

B-2④

B-3⑥

B-4
⑦~⑫

B-2⑤

*1: 市町村の認定が必要です。 *2: 収穫面積は、作付面積(収穫部分に限る)と収穫作業の受託面積の合計から、収穫作業の委託面積を引いた面積となります。
*3: かんしょの基幹作業に係る管理者(オペレーター)を定めている組織に限ります。
*4: 基幹作業とは、育苗、耕起・整地(耕起又は整地作業のみでも可)、畝立て・マルチ、植付け、防除、収穫の作業をいいます。

